

那須烏山市 教育振興ビジョン

那須烏山市教育振興計画（Ⅲ期計画）

令和3（2021）年度～令和7（2025）年度

《那須烏山市教育大綱》



令和3(2021)年3月
那須烏山市教育委員会

はじめに

那須烏山市は、昨年10月1日に合併15周年を迎えました。これまで「みんなの知恵と協働による“ひかり輝く”まちづくり」を基本理念として、豊かな自然・歴史を継承しつつ、子どもたちが夢や誇りの持てるまちづくりを担う教育行政の充実を目指してまいりました。

現在5小学校、2中学校の体制ですが、各校ともに在籍児童生徒数は年々減少しています。一方でそのような中ではありますが、子どもたちが高い教育内容と安心して学べる教育環境を充実させるため、各校にコンピュータや電子黒板の導入、空調設備の全校設置、英語指導のA L T の配置、校舎の耐震・改築等を進めてまいりました。

学習指導要領が改訂され、令和2年度に小学校、令和3年度に中学校で全面実施となりました。今回の改訂は「社会に開かれた教育課程」を重視すること、「確かな学力」「豊かな心」「健やかな体」を育成することを基本的な考え方とし、育成を目指す資質・能力の明確化、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善の推進、カリキュラム・マネジメントの推進を基本方針としています。改訂の要点としては、第3・4学年に「外国語活動」、第5・6学年に「外国語科」が新設され、標準授業時数が35時間増となりました。また、道徳については、平成30年からは小学校、平成31年には中学校が「特別の教科 道徳」として教科化され実施してまいりました。大きな改訂となった今回の指導要領ですが、各教科の育成を目指す資質・能力が統一されるなど、方向性が明確になっております。今後とも教員研修を行い、改訂の理念を十分に理解し、児童生徒の健全育成に取り組んでまいります。

また、平成31年1月には「学校における働き方改革について」中央教育審議会答申がまとめられました。長時間勤務による教員の疲弊が問題となり、働き方改革の実現に向けた方向性も示されました。今後は、業務の精選とともに、地域と学校の連携・協働や家庭との連携強化を図り、子どもの生活の充実や活性化を図ることが重要であります。

こうした動きを踏まえ、本市教育委員会では本市の教育の進むべき方向を指し示すとともに、適宜その歩みを点検して学校のみならず生涯学習の観点からあらゆる機会を捉えた学習機会を提供できるよう本教育ビジョンを策定いたしました。その実現のためには行政当局や関係諸機関との連携した施策の実施はもちろんのこと、市民の皆様の御理解と御助力が不可欠であります。何卒、皆様の御協力がいただけますようお願い申し上げます。

最後になりましたが、本ビジョンの策定にあたり、御尽力御協力いただきました那須烏山市教育振興ビジョン（Ⅲ期計画）審議会委員の皆様並びに御協力くださいました多くの皆様に心から御礼を申し上げます。

令和3（2021）年3月

那須烏山市教育委員会教育長 田代 和義

《目 次》

《総論》

I	教育振興ビジョン改定の趣旨	1
II	教育振興ビジョン改定の背景	
1	那須烏山市の地域的特性	1
2	社会の動向	3
3	教育の動向	4
4	法改正による教育改革	4
III	教育振興ビジョン（Ⅲ期計画）の位置付けと期間	4
IV	教育振興ビジョン（Ⅲ期計画）の進行管理	5
V	那須烏山市の教育の基本理念と目標、基本方針	6

《施策の体系》	8
---------	---

《ABC/R運動の推進について》	9
------------------	---

《那須烏山市コミュニティ・スクールについて》	11
------------------------	----

《各論》

I 知の教育

基本施策 1	学びと育ちを大切にした幼児教育	13
基本施策 2	知的好奇心を高める学習指導	15
基本施策 3	情報活用能力を育成する情報教育	17
基本施策 4	共生社会へ向けた国際理解教育	19

II 心の教育

基本施策 5	一人一人を活かす児童・生徒指導	21
基本施策 6	自立する力を支援する特別支援教育	23
基本施策 7	地域の課題に対応した生涯学習	24
基本施策 8	郷土の歴史を尊重する文化振興	26

III 命の教育

基本施策 9	命の大切さを知る健康教育	28
基本施策 10	危機意識を高める安全教育	30
基本施策 11	感謝の気持ちを育む食に関する指導	32
基本施策 12	健康や体力保持増進のための生涯スポーツ	33

《トピックス》	いちご一会とちぎ国体・とちぎ大会	35
---------	------------------	----

《関連資料》		37
--------	--	----

《総論》

I 教育振興ビジョン改定の趣旨

那須烏山市教育振興ビジョンは、那須烏山市教育委員会が本市の教育の目指すべき基本理念や方向性等を明確に示し、その実現に向けた施策を具体化・体系化した基本的な計画であり、I期計画が平成23年3月に策定され10年が経過しました。

この10年間で、本市では小・中学校の適正配置に沿った統廃合や、校舎の耐震・改修工事、空調設備やICT機器などの導入が行われ、教育環境の整備が進みました。また、英語コミュニケーション科の授業やサタデースクール、地域コミュニティ活動、地域ふれあい活動事業などの充実が図られてきました。さらには、平成27年に「那須烏山市の文化財」誌がまとめられました。このように市教育振興ビジョンによる諸施策が確実に成果を上げています。

今回この教育振興ビジョン（II期計画）の計画期間が終了することに伴い、新たに、今後5年間の計画を定めるために改定したものです。

なお、教育振興ビジョン改定に伴い、以下のような現在の社会情勢等を考慮しました。

II 教育振興ビジョン改定の背景

1 那須烏山市の地域的特性

(1) 地理的・歴史的環境

本市は、県都宇都宮市から30～35kmの距離にあり、栃木県東部に位置しています。総面積は174.35km²で県全体の2.7%、であり、東部は茨城県に接しています。

市の中央部には那珂川、荒川、江川などの大小河川が貫流し、この地帯に南那須市街地、烏山市街地が形成されています。市東部の山間地帯は八溝山系に属し、那珂川県立自然公園など豊かな自然が広がっています。

2本の国道がそれぞれ南北、東西に走り、また、JR烏山線が宇都宮駅まで約1時間で接続しています。

古くから交通の要所であった本市には、歴史的な遺跡として、国史跡指定「長者ヶ平官衙遺跡 附 東山道跡」があります。また、江戸時代に烏山藩が置かれ、旧烏山町の市街地は城下町として栄えました。

人物では、江戸時代に若年寄として活躍し、後に老中として幕政を支えた烏山藩主の大久保常春や、二宮尊徳に教えを請い報徳仕法を実践した家老菅谷八郎右衛門と

天性寺の円庵和尚、明治期に地域医療に尽くした塩谷道博、医療と地域の教育振興に貢献した川俣英夫、教育に私費を投じた新井萬吉、農政の神様といわれ衆議院議員として活躍した高田稔平などがいます。また、地域の篤志家らの働きによって大正12（1923）年には国鉄烏山線が開通しています。

文化面では、国の重要無形民俗文化財に指定されている烏山の山あげ行事をはじめ、埜の天祭など各地で執り行われている神楽や獅子舞、また、市の特産品である烏山和紙などが大切に受け継がれています。

（2）人口の推移

本市の人口は、高度成長期を境に、大都市などへの人口流出によって減り続けていますが、近年はその傾向が顕著に見られます。

人口動態の内訳をみると、自然増減・社会増減ともに、マイナス要因（死亡・転出）がプラス要因（出生・転入）を超過しています。

年齢別人口の推移を見ると、少子高齢化の動きが加速化しています。

今後5年間のうちに、減少すると予想されますが、学区によってその傾向に差異があります。特に、市街地や山間部での減少傾向が大きいと考えられます。

なお、平成26年に日本創生会議が公表した、令和22（2040）年までに消滅する可能性のある市町村に本市が含まれています。これを受けて市では、人口減少の深刻な状況と今後の対応について、有効な政策を迅速に実施するため、「第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定し、その中の「人口ビジョン」において令和22（2040）年における市の人口を18,000人に設定しています。（※関連資料P37）

（3）文教・生涯学習施設の概要

・文教等施設

市内には、県立では普通科の高等学校1、特別支援学校1、市立では保育園2、幼稚園1、小学校5、中学校2があります。

その他、私立認定こども園2、私立保育園1、小規模保育事業所4、事業所内保育事業所1、認可外保育施設3、放課後児童クラブは、各小学校施設に設置されています。

・生涯学習等施設

市内には、公民館5、図書館2、運動公園3、武道館・弓道場4、体育館4、プール1等の施設があります。（※関連資料P38）

2 社会の動向

(1) グローバル化、高度情報化社会の進展

21世紀は、新しい知識・情報・技術が政治・経済・文化をはじめ社会のあらゆる領域での活動の基盤として飛躍的に重要性を増す、いわゆる「知識基盤社会」の時代であると言われています。このような知識基盤社会化やグローバル化は、アイデアなど知識そのものや人材をめぐる国際競争を加速させると同時に、国内外の人との交流の機会が増え、異文化との共生が強く求められる時代であるとも言えます。

現在では、これらの時代が確実に実現に向かっており、新たな社会的な価値や経済的な価値を生み出す重要性も一層高まっています。

また、知識基盤社会化やグローバル化は、同時に個々の価値観ばかりでなく社会の価値観の多様化も生み出し、高度情報化社会の進展と相まって、新たな人と人とのつながりや地域社会の構築が求められるようになります。

(2) 世界と日本の人口の推移に起因する課題

世界の人口は現在も爆発的に増え続け、現在では推定 77 億人、令和 32 (2050) 年には 97 億人に達する勢いです。一方で日本に目を向けると、現在では人口が減少し続け、今後は総人口の 25%以上が 65 歳以上という超高齢社会で、しかも少子化も進んでいる社会に突入していきます。

このような人口推移の違いをもつ国際社会の中で、日本人はあらゆる世代が様々な役割や能力を発揮して社会の活力を維持・向上しつつ、国際社会の一員として世界の人々と協働し、国際人としての役目を果たしていくことが望まれます。

(3) 自然災害、感染症等

令和元 (2019) 年度には、記録的な豪雨により、市内でも大きな被害が出ました。また令和 2 (2020) 年度には、新型コロナウイルス感染症拡大により、社会活動が制限されるとともに、学校も臨時休業になりました。

このような状況においても、自他の生命を尊重し、困難な状況も乗り越えられるたくましい子どもたちを育成するとともに、環境 (ICT 活用による授業実施など) を整備することが求められています。

3 教育の動向

(1) 教育改革と多様化

知識基盤社会化、グローバル化、高度情報化社会の進展により、教育に関する考え方や教育の在り方についても、多種多様な価値観や考えの下での試行が始まりました。より良い教育を目指す方策としての認定こども園や小中、中高一貫教育、道徳教育の推進を図る方策としての道徳の時間の教科化、外国語活動を中心とした国際理解教育、発達特性に応じたきめの細かい指導を目指す特別支援教育、学校と地域との連携を図った取り組みなど、教育を取り巻く様々な部分での取り組みの充実が求められています。

(2) 子ども社会の抱える課題

一方で子どもを取り巻く社会が抱える負の課題も明らかになってきました。インターネットを介したいじめ問題、不登校傾向の子どもの増加、子どもの自殺など、喫緊の課題として取り組まなければならない課題が山積しています。

4 法改正による教育改革

(1) 教育基本法の改正等

平成 29 (2017) 年に新学習指導要領が告示され、令和 2 (2020) 年度に小学校、令和 3 (2021) 年度に中学校で全面実施されました。

新学習指導要領では、従前からの「生きる力」を育むことを目指すこととし、これを支える「確かな学力」、「豊かな心」、「健やかな体」の調和の取れた育成を改めて重視することが示されました。

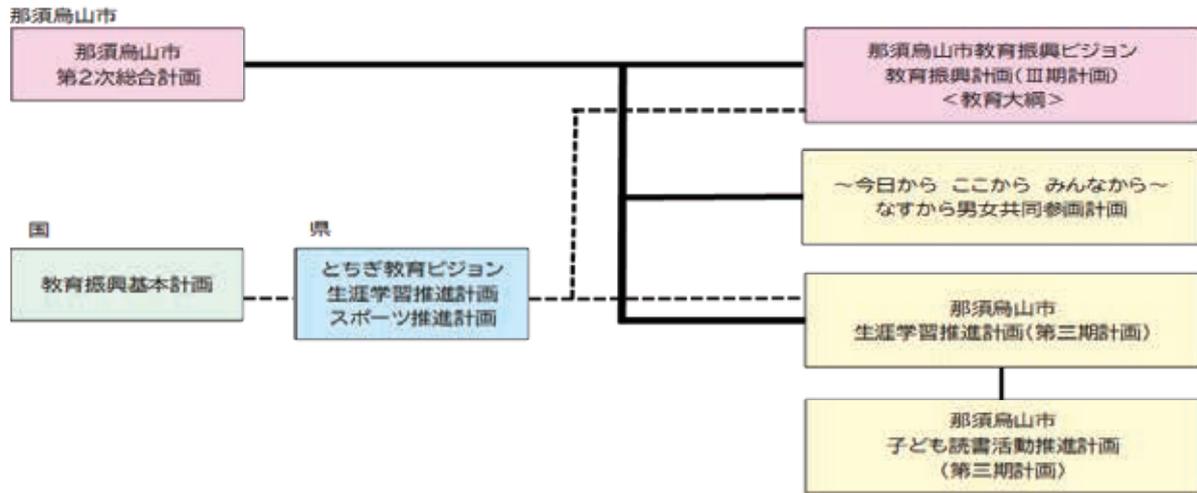
また、「社会に開かれた教育課程」を重視することや育成を目指す資質・能力を明確にしたこと、カリキュラム・マネジメントの実現を目指すことなどが求められました。

Ⅲ 教育振興ビジョン（Ⅲ期計画）の位置付けと期間

本ビジョンは、国の教育振興基本計画やとちぎ教育振興ビジョン、市総合計画を踏まえ、教育振興ビジョン（Ⅱ期計画）を引き継ぎ、今後 5 年間を見据えて策定した「教育に関わる基本計画」として位置付けています。

また、市長が地域の実情に応じた教育等の振興に関する施策の大綱を策定することとなり、教育振興ビジョンを「那須烏山市教育大綱」と位置付けています。

那須烏山市総合計画と那須烏山市教育振興ビジョンの位置付け



計画期間は、令和3（2021）年度から令和7（2025）年度までの5年間になります。

計 画	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)
国 第3期教育振興基本計画	→					
県 とちぎ教育ビジョン	→					
県 生涯学習推進計画第五期計画	→					
県 スポーツ振興計画 2020	→					
市 第2次総合計画	→					
市教育振興ビジョン(Ⅲ期計画)	→					
なすから男女共同参画計画	→					
生涯学習推進計画(第三期計画)	→					
子ども読書活動推進計画(第三期計画)	→					

Ⅳ 教育振興ビジョン(Ⅲ期計画)の進行管理

「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」に基づき、教育委員会が行う事務の管理及び執行の状況について、毎年、推進指標をもとに点検及び評価を行います。計画に記載した各施策の実施に当たっては、この点検及び評価を踏まえ、適宜必要な改善等を図りながら、効果的な教育行政を推進できるよう努めます。

V 那須烏山市の教育の基本理念と基本目標、基本方針

教育は、「人格の完成を目指し、平和的で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成」を目標として行うものであります。しかしながら、「Ⅱ-2 社会の動向」で明らかにしたように、社会は今後ますます、多様化、複雑化していくことが予想されます。私たちには、社会の一員として、個人として、このような時代をたくましくしなやかに生きていくことができる力がますます必要となります。

また、これまで培ってきた「至誠」「勤労」「分度」「推譲」といった二宮尊徳の報徳の教えなど本市の教育文化や伝統などを継承し、郷土を愛しまちづくりの担い手となる子どもたちの健やかな成長を図ることが大切です。教育委員会は、このような子どもたちの健やかな成長を見守り、支え、応援していく地域社会、心豊かな人生を送るための生涯学習社会の実現を目指し、積極的に教育行政を推進していくため、本教育振興ビジョンにおいて引き続き次のような基本理念と目標を設定し、その達成に努めます。

◇ 基本理念

夢をもち、夢の実現に向けて歩む力をはぐくむまちづくり

—未来の担い手となる人づくりを目指して—

◇ 基本目標

- ☆ 学ぶことの意義を理解し意欲をもって幅広い知識と教養を身に付け、豊かな心やたくましくしなやかに生きるための健康、体力を身に付けた子どもの育成
- ☆ 自己の人格を磨き、豊かな人生を送るため、文化的教養を高め、スポーツに親しみ、健康な市民の育成を目指す生涯学習社会の形成

◇ 基本方針

那須烏山市では、総合計画に基づき、「みんなの知恵と協働による“ひかり輝く”まちづくり」を基本理念として、新しいまちづくりを推進しています。教育委員会としても「夢をもち、夢の実現に向けて歩む力をはぐくむまちづくり ～未来の担い手となる人づくりを目指して～」の実現を図るために、自らの夢を叶えるための幅広い知識と教養や豊かな心、健やかな体を身に付けた子どもたちを育むとともに、小さくてもキラリと光る、豊かなまちづくりの基盤となる生涯学習社会の実現を目指します。

◇ 各論

総論で述べたことを3つの柱としてまとめ、それぞれ関連の深い4つずつの基本施策を位置付けます。実際の実施においては、これら12の基本施策は、相互に連携を図りながら、基本目標の達成を目指していくものとなります。

☆各論の構成について

①「基本施策」

まず全体像が分かるように「施策の方向」を記載し、続いて、今後5年間で実施する「主な取組」を記載するという構成になっています。

②「推進指標」

本計画の進捗状況を客観的に評価し、進行管理ができるように「推進指標」を設定しました。

那須烏山市の教育施策



とちぎに愛情と誇りを持ち 未来を描き
ともに切り拓くことのできる 心豊かで たくましい人を育てます



とちぎ教育ビジョン

夢を持ち、夢の実現に向けて
歩む力をはぐくむまちづくり

那須烏山市教育振興ビジョン



ABC/R運動 コミュニティ・スクール

環境(ヒト・モノ)整備



《 ABC/R 運動の推進について 》

子どもたちが健やかに成長するためには基本的な生活習慣を確立することが大切です。那須烏山市ではその確立に向けて、「早寝・早起き・朝ご飯」国民運動に賛同し推進しています。また、豊かな心や体力、知力を育む源として、「読書・手伝い・外遊び」を奨励し、「知・徳・体」のバランスの取れた成長をめざしています。

しかしながら、子どもたちが生きるこれからの社会は今以上に変化の激しい社会といわれています。このような社会を、または、社会がどのように変化しようとするか、自らの力で自分の未来を切り拓いていけるよう、たくましく、しなやかな子どもを育てていくことは大人の責任です。そこで、人間形成の基礎となる資質を下記の4つに絞り設定しました。これは子どもたちが今後の人生を生きていくうえで拠り所となるものです。

本市では、「早寝・早起き・朝ご飯」運動や「読書・手伝い・外遊び」の奨励に加えて、学校・家庭・地域が一体となってこの運動を推進していきます。また、この運動は子どもたちばかりでなく老若男女市民相互の絆を強め、住みやすいまちづくりにもつながると考えています。

つきましては、この運動の趣旨をご理解いただくとともに、より多くの市民の皆様の積極的な参加とご協力をお願いします。

「ABC/R運動」は平成25年度より市全体で取り組んでいます。

ABC/R 運動

A：あいさつ 「あいさつを交わそう」

○あいさつは、相手を承認する、自分と相手の心を開く、コミュニケーションの第一歩を図るために必要です。

B：時間前行動 (Before) 「時間前に行動しよう」

○時間を守ることは大切です。時間前に行動することは相手の信頼を得るばかりでなく、十分な準備をし、もてる力を発揮するために必要です。

C：クリーン(Clean) 「環境をきれいにしよう」

○環境が人をつくるといわれています。きれいな環境をつくることは健全な心身の育成、社会の形成のために必要です。

R：立腰 「腰骨を立てよう」

○腰骨を立てて正しい姿勢をとると、正しい心と体が自然とできてきます。

立腰はA(あいさつ)B(時間前行動)C(クリーン)を支える心と体の姿勢といえます。その意味で「/」をABCの後に付けています。

運動の母体

那須烏山市 那須烏山市教育委員会

明るい未来を拓く ABC/R運動

～子どもも親も地域の大人もみんなで～



ABC/R 運動は、明日を担う子どもたちが社会の一員として豊かに生きるための基礎的資質を培う運動です。本市では「早寝・早起き・朝ご飯」や「読書・手伝い・外遊び」運動とともに ABC/R 運動を全市をあげて推進し、那須烏山市の子どもたちの健全育成ばかりでなく、市民相互の絆を強め、住みよいまちをつくっていきたいと考えています。

A : あいさつ

あいさつを交わそう

B : ビフォー

時間前に行動しよう

C : クリーン

環境をきれいにしよう

R : りつよう
立腰

腰骨を立てよう

那須烏山市・那須烏山市教育委員会

《那須烏山市コミュニティ・スクールについて》

子どもたちを取り巻く環境や学校が抱える課題は複雑化・多様化しており、教育改革、地方創生等の動向からも、学校と地域の連携・協働の重要性が指摘されています。

子どもや学校の抱える課題の解決、未来を担う子どもたちの豊かな成長のためには、社会総掛かりでの教育の実現が不可欠です。

輝く子どもたちの未来の創造に向けて、学校と地域がパートナーとして連携・協働による取組を進めていくためには、学校と地域住民が「地域でどのような子どもたちを育てるのか」、「何を実現していくのか」という目標やビジョンを共有することが重要です。

コミュニティ・スクールとは、学校運営協議会を導入した学校のことです。コミュニティ・スクールは、学校と地域住民が力を合わせて学校の運営に取り組むことが可能となる「地域とともにある学校づくり」への転換を図るための有効な仕組みです。コミュニティ・スクールでは、学校運営に地域の声を積極的に生かし、地域と一体となって特色ある学校づくりを進めていくことができます。

那須烏山市コミュニティ・スクールの特色とは

那須烏山市のコミュニティ・スクールは、中学校区に一つ設けています。これは、9年間で児童生徒を同じ方向性で育てていくという理念のもとに設定されています。

目指す子ども像を共有することで、各学校・各地域での取組が明確になってきます。

学校運営協議会とは

校長をはじめ学校の教員と保護者、地域住民、行政職員等が委員となり、学校運営基本方針の承認を行ったり、地域の課題を洗い出し、解決のための意見交換をしたり（熟議）する場のことです。協議会での話し合いを受け、学校ごとに協議・実行していくことになります。

地域学校協働本部とは

地域学校協働活動推進員（地域コーディネーター）を中心として、地域住民、保護者、社会教育施設・ボランティア団体等がネットワークとしてつながり、地域と学校が連携・協働して、子どもたちの成長のための活動を行っていくための組織です。



那須烏山市 コミュニティ・スクール グランドデザイン



那須烏山市では、9年間をかけて子どもたちの健全育成を目指すため、中学校区でのコミュニティ・スクールを実践します！

(事務局)

市教育委員会

教頭

A 中学校区学校運営協議会

参加者：保護者・地域の方・校長・地域連携教員・地域コーディネーター・行政職員 等

役割：①学校運営基本方針の承認 ②学校運営についての意見 ③教職員の任用に関する意見
④熟議＜地域とともにある学校づくり・課題解決に向けた取組＞

A 中学校

(校長)

(地域連携教員)

B 小学校

(校長)

(地域連携教員)

C 小学校

(校長)

(地域連携教員)

地域の方

A 中学校区地域学校協働本部

保護者

(地域コーディネーター)

(地域ボランティア)

(地域コーディネーター)

(地域ボランティア)

(地域コーディネーター)

(地域ボランティア)

小中一貫教育の各部会 (各校の教職員)

まなびづくり部会

<各校担当者>

こころづくり部会

<各校担当者>

からだづくり部会

<各校担当者>

サポートづくり部会

<各校担当者>

必要に応じて部会で具体策を検討

《各 論》

I 知の教育

基本施策1 学びと育ちを大切にしたい**幼児教育**

◆施策の方向

幼稚園教育要領や保育所保育指針の改訂により、乳幼児期に育みたい資質・能力について「知識及び技能の基礎」、「思考力、判断力、表現力等の基礎」、「学びに向かう力、人間性等」が示され、その具体的な姿である「幼児期の終わりまでに育って欲しい10の姿」が明確になりました。

これらの3つの基礎と10の姿は到達しておかなければならない基準ではなく、目指す方向性を示すものであり、幼保小連携の取組を推進するための礎となることから、日常的な「学び」や「育ち」を大切にします。

◆主な取組

(1) 質の高い乳幼児教育の充実

- 乳幼児期の成長・発達は、生涯の中で最も著しく、特に脳の神経系の発達は5歳までにその80%が成長するとも言われていることから、五感（視覚、触覚、聴覚、嗅覚、味覚）を通じて、直接的な体験（遊び・学び）をすることが大切です。与えられた体験よりも、好奇心・探求心を発揮できる体験を取り入れます。
- 保育所等では、ALT※1による「英語あそび」を通じ、視覚・聴覚から英語に触れる体験を、また、外国人とのふれあいでは、国際感覚や異文化感覚を養う場として活用します。



ALTの幼稚園訪問

幼児期の終わりまでに育ってほしい「10の姿」

- ① 健康な心と体
- ② 自立心
- ③ 協同性
- ④ 道徳性・模範意識の芽生え
- ⑤ 社会生活との関わり
- ⑥ 思考力の芽生え
- ⑦ 自然との関わり・生命尊重
- ⑧ 数量・図形、文字等への関心・感覚
- ⑨ 言葉による伝え合い
- ⑩ 豊かな感性と表現

- 園外保育では、日本特有の四季を利用して、多くの発見や気づきを学び、より多様な遊びが展開され、夢中になって遊ぶための環境と時間を取り入れます。

(2) 幼保小の連携強化

- 幼児期から児童期にかけての接続期は、その発達を理解した上で、個人差に配慮し、それぞれの子どもの育ちを基本としてつなげる必要があることから、保育者・教員等との間における情報連携強化に努めます。
- 子どもにとって小学校へ行くことは、不安や戸惑いがある反面、期待も大きいものです。小学校と保育所等の学び方の違い（遊びの中の学びから教科学習、緩やかな生活から時間で区切られる授業等）からくる不安を解消するため、年長者の学校訪問などを通じ、子どもたちの新しい環境（学校）への期待や意欲を率先して育てることとします。



幼稚園児・保育園児の小学校訪問

(3) 地域ぐるみの乳幼児教育の推進

- 家庭と保育所等との連携はもとより、地域とのつながりも重要であり、子どもの育ちの連続性を考えた時に、世代を越えたつながりや、英知を伝承し、創造していくような地域社会の実現に向けた取組みを推進します。

◆ 推進指標

推進指標	基準値（2019）	目標値（2025）
子育て環境や支援についての満足度	不満（11.1%） 満足度が低い（40.2%） （H30.12 市民ニーズ調査）	不満（5.0%） 満足度が低い（30.0%） （令和5年度実施予定）

(※1) ALT 外国語指導助手

基本施策2 知的好奇心を高める学習指導

◆施策の方向

学習指導要領の改訂により、「何ができるようになるか」「何を学ぶか」「どのように学ぶか」が示されました。また、新しい時代に必要となる資質・能力（「知識・技能」「思考力・判断力・表現力」「学びに向かう力・人間力」）も明確になりました。これらの中で、特に重要であるのが、「学びに向かう力」と考えます。AI^{※1}が発達した社会で、人として生き抜いていくためには「学び続ける力」が不可欠だからです。「おや、どうしてだろう?」「なんでそうなったのだろう?」「あれをこうしたらどうなるのかな?」といった知的好奇心を高める学習活動を工夫していきます。

◆主な取組

(1) 教員研修の充実

- 先進地の視察による教員の授業力の向上を目指しています。平成28年度から3年間は福井県福井市を、令和元年度は秋田県秋田市の小中学校を視察しました。授業技術及び研修の在り方を学び、各学校に還元します。
- スーパーティーチャー育成事業^{※2}を平成28年度から4年間実施してきました。目指す技術を示し、授業実践・授業研究会を重ねて、教員の授業力向上に努めます。



教育の授業研究会

(2) 学力テストの実施と分析

- 全国学力・学習状況調査、とちぎっ子学力調査の平均正答率及び質問紙とのクロス集計に着目し、分析、検証を進めています。特に、生活習慣と学力の関係や、学ぶことに対する意欲、夢をもって生活しているかといった視点と学力の相関関係を分析し、フィードバックし、学力の向上に努めます。
- 当該年度の学力を把握するために市独自のテストを12月から1月に実施しています。保護者面談の資料としている学校もあり、結果・分析を有効に活用します。

(※1) AI 人工知能

(※2) スーパーティーチャー育成事業 那須烏山市の教員研修事業

(3) 特色のある教育の推進

- 各学校が育てたい児童生徒像を明確にした上で、学習指導要領の内容を地域の教育資源や学習環境、児童生徒の実態等の関連において具現化し、特色ある教育課程を編成・実施し、主体的に学ぶ子どもの育成を目指します。
- 中学校区ごとに連携を図り、めざす子ども像を共有しながら、小中一貫教育を推進しています。「まなび」「からだ」「こころ」「サポート」の部会ごとに、具体策・評価指標を設定し、中学校区として育てほしい力を明確にし、小中の歩調を合わせて実践します。
- 学習習慣の醸成、学習機会の確保を目的とし、サタデースクールを実施してきました。令和元年度より、英語学習の充実、部活動の活性化を目的とし、中学生学習・部活動サポート事業を実施しています。宇都宮大学との連携により大学生が講師となることから、大学生の学びの場としても有意義な事業です。教員のサポートとしても有効に活用します。
- 郷土学習として、本市の文化や歴史、伝統行事などに積極的に触れていく活動を行っています。地域人材を活用しながら、ふるさとの価値を認識し、郷土愛にあふれた人材を育成します。
- 学級活動を要とし行事や学習、教育相談等の機会を生かし、キャリア教育を効果的に展開していきます。職場体験学習、キャリアパスポートなどを活用し社会的・職業的自立に向け、支援します。

(4) 人的支援の充実

- 学力向上推進リーダーを配置します。教員の良き相談相手として、または学習指導の助言者として教員を支援します。
- 小学校低学年に支援員を配置します。幼少の接続期への支援として充実を図ります。
- 特別支援学級や支援を要する児童生徒の多い通常学級へも支援員を配置します。多くの目で見ることにより、良い面を見つめることにつながり、児童生徒に安心感を与えます。

◆推進指標

推進指標	基準値 (2019)	目標値 (2025)
「学校での学習に進んで取り組んでいますか。」の間に「とてもそう思う」と回答した児童生徒 (小学 5・6 年、中学生) の割合 (那須烏山市調査)	令和 3 年度より 実施	90%以上

基本施策3 情報活用能力を育成する情報教育

◆施策の方向

「情報活用能力」とは、世の中の様々な事象を情報とその結び付きとしてとらえ、「情報及び情報技術を適切かつ効果的に活用して、問題を発見・解決したり自分の考えを形成したりしていくために必要な資質・能力（学習指導要領解説 総則編より）」です。そして、情報活用能力は「学習の基盤となる資質・能力」であるとしています。情報技術の急激な進展により、子どもたちの環境は、膨大なデータにあふれ、またネットトラブルも心配される状況です。まさに、喫緊の課題でもあります。情報を、正しく見極めるとともに、送受信していく技術と倫理観をもち、学習に役立てていくことを目指します。

◆主な取組

(1) 環境の整備

- 校内の無線LAN環境を整備することで、膨大なデータの送受信を可能にし、必要なデータの獲得やデータの保存・共有をスムーズに行えるようにします。
- 一人一台ずつコンピュータを配置し、情報活用能力・ITリテラシー（情報基礎リテラシー、コンピュータリテラシー）の向上を図ります。
- リモート学習を推進していきます。家庭のインターネット環境を確認・支援し、家庭でも学校で行う授業と同じレベルの学習を提供、評価できるようにします。

(2) 論理的思考力の育成

- プログラミングの体験を通して、論理的思考力を身に付けることが求められています。総合的な学習の時間（探究的な活動）等において、プログラミングにより意図した処理を行うよう指示することができる体験を通し、論理的思考力を育成します。



コンピュータを使った授業

(※1) リテラシー 適切に理解、解釈し、活用する能力

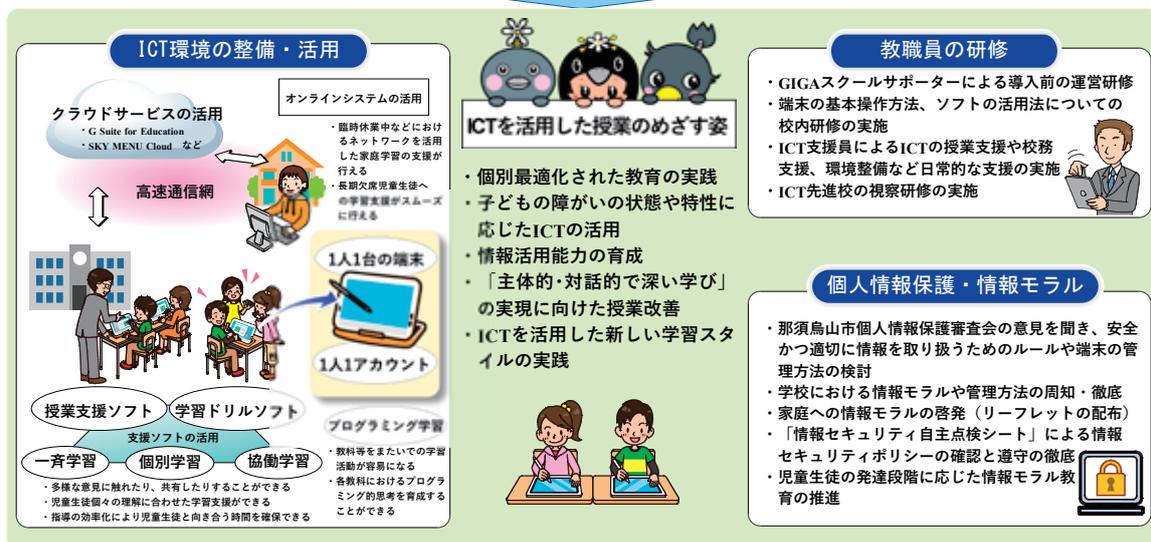
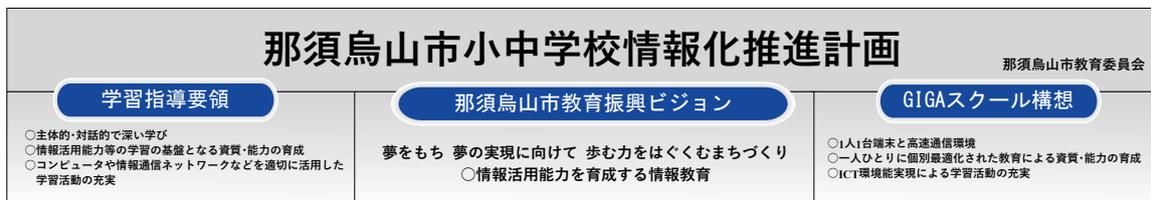
(※2) ICT 情報通信技術

(3) 情報モラルの指導

- 情報教育において必ず位置づけ、他者への影響や人権・知的財産権の尊重、情報社会での行動の責任、犯罪被害の危険回避、情報機器の使用による健康との関わりなどを学ぶとともに、スマートフォンをはじめとしたさまざまなインターネット機器の普及への対応も含め、フィルタリングやインターネット利用のルールを学びます。

(4) 情報活用能力の育成

- 情報活用能力の中には「情報技術(コンピュータ等)の基本的操作」も含まれます。キーボードによる文字入力以外にも、電子ファイルの管理、デジタルメッセージの送受信、文書作成ソフトやプレゼンテーションソフト等の基本的な操作技能についても育成する必要があります。
- 教員のICT研修を行ったり、ICT支援員や学校ボランティアによる学習支援を活用したりすることで、子どもたちの基本的な情報活用能力の向上を図ります。



◆推進指標

推進指標	基準値 (2019)	目標値 (2025)
授業にICTを活用して指導する能力(「できる」「ややできる」と回答) (学校における教育の情報化の実態等に関する調査)	74.0%	90.0%

基本施策4 共生社会へ向けた国際理解教育

◆施策の方向

グローバル化の進展する多文化共生の社会においては、語学力とともに、コミュニケーション能力を身に付けることが大切です。知識としての外国語（英語）学習に留まらず、コミュニケーションツールとして駆使し、国際的な広い視野をもち、豊かな人間性を育むことを目指します。

また小学校学習指導要領の改訂により、3・4年生に「外国語活動」5・6年生に「外国語科」が新設され、授業時数も年間35時間増加されました。ますます、外国語（英語）教育への期待も高まっています。本市は以前より英語教育に力を入れてきました。その素地を生かし、充実した学習活動を行います。

◆主な取組

（1）英語教育の推進

○ ALTを全小中学校に配置します。ネイティブな英語に触れる体験は大変貴重です。教員とのチームティーチングにより、英語でのやり取りのモデルを示すことができます。また、外国人とのふれあいは、国際理解・異文化理解にも大きな効果が期待できるため、積極的に実践します。



ALTとの授業

○ 「英語コミュニケーション科」として、小学1・2年生から、英語に親しむ活動を行います。早期から英語を聞き、話すことで、リスニング力の向上や抵抗感の軽減が期待できます。また公立幼稚園等にもALTを派遣します。

(2) 教員研修の充実

- 大学教授等、専門家を招いて研究授業、授業研究会を実施します。特に評価の方法については、4領域「読む・書く・話す・聞く」をバランスよく見取っていくため、指導助言を参考にしながら研究を進めます。



授業研究会

(3) 実用英語技能検定試験受験の推進

- 確かな英語力を身に付けることを目的とし、受験を勧めるため、検定料の一部を補助します。令和2年度からは小学生にも補助することとし、意欲的にチャレンジできるよう支援します。



英語検定試験の様子

◆ 推進指標

推進指標	基準値 (2019)	目標値 (2025)
「外国の人と友達になったり、外国のことについてもっと知ったりしてみたい」と答える児童生徒の割合 (小6・中3) (全国学力・学習状況調査)	小6 65.7% 中3 60.1%	小6 80% 中3 75%

II 心の教育

基本施策5 一人一人を活かす児童・生徒指導

◆施策の方向

本ビジョンの基本理念である「夢をもち、夢の実現に向けて歩む力をはぐくむま
ちづくり」の大きな基盤の一つとなるのが、児童生徒への指導です。人格の完成を
目指す教育の目的からも重要であることが分かります。9年間の児童生徒の発達
は、人生を歩いていく上での自己形成期でもあります。発達の段階を考慮しなが
ら、「自己指導能力」の育成を目指すことが大切です。一人一人の存在感を大切に
しながら、共感的な人間関係を育み、自己決定の場を豊かにもつことで「自己指導能
力」が培われます。

夢をもって歩み続けられる児童生徒の育成を目指します。

◆主な取組

(1) 確かな児童生徒理解

- 幼児からの観察・相談を充実させます。幼保との連携により、早期発見・早期対応
を目指します。自我意識が芽生える前の段階であり、失敗体験が少ない(重くない)
時期に、観察や検査によって特性を理解していくことで、一人一人に合った対処がで
き、成功体験や賞賛される機会を増やします。
- 幼小、小中、中高の接続期の引継ぎを丁寧に行います。一人一人の特性・現状を引
き継ぐだけでなく、本人や家族の思い(願い)や興味関心事などを引き継ぐことで、
信頼関係を構築するための材料を提供します。

(2) 好ましい人間関係を醸成する学級経営

- 学級の間人間関係、雰囲気把握し、互いに認め合い、高め合える学級を目指します。
「Q-U」※1によるアンケート型の心理テストを実施します。学校生活への意欲や学
級の過ごしやすさなどをつかむことができ、学級経営の参考とすることで、一人一人
の児童生徒への支援を充実させます。

(3) いじめへの対応

- 「いじめ防止対策推進法」が制定され、学校においては「いじめ防止基本方針」を
策定しています。校内対策委員会やいじめ発見時の連絡体制などを整備し、組織とし
て対応します。

(※1) Q-U 学級集団をアセスメントし、より適切な支援をするための補助ツール

- 未然防止の取組として一番大切なのは「いじめは絶対に許さない」という学校風土づくりです。教員からの働きかけだけでなく、児童生徒自身からも積極的にいじめ防止を発信します。
- 早期発見・早期対応においては、情報をすぐにキャッチし、組織で対処します。教員の発見だけでなく、児童生徒や保護者、地域の方からの情報が迅速に入るよう普段からの情報・行動連携に努めます。
- 発生後は早期解決に全力で取り組みます。被害者に寄り添いながら、事実の確認等丁寧に行います。当事者及び保護者への説明をしっかりと行うとともに、教職員が一丸となって再発防止に努めます。

(4) 不適應行動への対応

- 学校生活になじめず、不登校などの不適應行動を起こす児童生徒に丁寧に対応します。不適應状態となる原因は多岐に渡る場合があります。原因や起因、本人・保護者の願い等をしっかり把握し、一人一人に合った対応をします。
- 適応指導教室「レインボーハウス」を有効に活用します。不登校傾向のある児童生徒の居場所の一つとなるよう、環境を整え、魅力的な活動を行います。学校復帰を目指すとともに、児童生徒の社会的自立に向けた支援をします。



レインボーハウスの活動

(5) 相談・支援体制の充実

- 児童生徒、保護者、地域の方々の悩みや不安等に寄り添い、解決に向けて一緒に取り組むための相談・支援体制を充実させます。こども課、健康福祉課などの関係機関とも連携し、多角的に対処できるようにします。

◆ 推進指標

推進指標	基準値（2019）	目標値（2025）
「いじめや不登校のない学校にしようとしていますか。」の間に「とてもそう思う」と回答した児童生徒（小学5・6年、中学生）の割合 (那須烏山市調査)	令和3年度より 実施	90%以上

基本施策6 自立する力を支援する特別支援教育

◆施策の方向

「インクルーシブ教育」の理念の普及により、障がいのある子どもも障がいのない子どもも、共に学ぶことが大切であるという考え方が浸透してきました。誰もが幸せに暮らしていけることを望んでおり、障がいがあることによる差別や障壁がないようにします。

学校においても「ユニバーサルデザイン（誰もが利用しやすい環境など）」の概念の下、誰もが分かりやすく安心感のある学級づくり・授業づくりを進めます。一人一人の特性をしっかりと把握し、一人一人の力を伸ばすことにより、自立する力をつけます。

◆主な取組

(1) 専門性の高い「すこやか推進室」の設置

- 市教育委員会の中に、専門指導主事、臨床心理士を中心とした「すこやか推進室」を設置しています。発達特性の課題により、不適応感を示す児童生徒・保護者・教員に対して、専門的な見地から指導助言、支援をします。

(2) 教育支援の充実

- 以前までは、「就学指導」でしたが、現在は「教育支援」として、進学先の決定のみならず、「合理的配慮」を検討しながら、適切な教育環境や校種間の接続などについても支援していく仕組みができています。児童生徒・保護者の願いを大切にしながら寄り添います。

(3) 関係機関との連携

- 大学等との連携により、専門的な助言を受け、一人一人の児童生徒の自己実現の支援をします。市福祉事務所とは、総合的な見地から、児童生徒・保護者の困り感を把握し、多角的に対処します。幼保・高等学校との連携により、小学校入学前から卒業後まで、一貫した支援を行うことで、児童生徒が社会的自立を目指せるよう支援します。

◆推進指標

推進指標	基準値（2019）	目標値（2025）
「友だちとの違いを認め合いながら、楽しく過ごしていますか。」の間に「とてもそう思う」と回答した児童生徒（小学5・6年、中学生）の割合（那須烏山市調査）	令和3年度より実施	90%以上

基本施策7 地域の課題に対応した生涯学習

◆施策の方向

生涯学習は、人が生涯に行うあらゆる学習で、「幼児教育」「家庭教育」「学校教育」「社会教育」に大別できると考えられています。それら一つ一つの教育をつなぎ、一生の学びができるまちづくりを基本理念とし、学習を通じて自己の人格を磨き豊かな人生を送るために、公民館講座等を中心に趣味や教養を広げる学習や地域の課題に対応した多様な学習機会の提供と充実を図ります。

学んだ成果をサークル活動や地域ボランティア活動に生かし、地域活性化に繋がるよう支援します。

地域の教育力を高めるために家庭・学校・地域が連携し、地域全体で次代を担う子どもたちの健全育成を図ります。

◆主な取組

(1) 多様な生涯学習機会の充実

- 市民の主体的な学習活動を支援するため、生涯学習情報誌を発行し、様々な学習機会やサークル、ボランティア指導者の情報を広く提供します。
- 人権教育や男女共同参画推進、国際化推進などの社会ニーズや地域の課題を的確にとらえ、ライフステージに応じた多様な学習機会の充実を図ります。
- 市民が自主的に様々な芸術や文化活動に親しみ、個人だけでなく団体の継続的な活動ができるよう支援し、成果発表の機会の充実を図ります。幅広い年代層、特に子どもたちの豊かな感性や創造力を育むために質の高い芸術・文化に触れる機会を提供します。
- 公民館では、「まちづくり」の一翼を担う施設として、利便性の向上を図り、生涯学習を学び体験する機会を広く市民に提供するとともに、市民のニーズに対応した各種講座や学級の充実に努めます。
- 図書館では、子どもが生涯忘れられない本に出会える読書環境づくりを基本理念とする「子どもの読書活動推進計画」に基づき、幼稚園・保育園・小中学校や地域ボランティアと連携し、子どもの発達に応じた読書活動を推進します。



図書館での絵本の読み聞かせ

(2) 生涯学習を通じた地域づくり活動の支援・充実

- 地域と学校が連携・協働し、地域全体で子どもたちの成長を支援する体制の整備・充実に努めます。
- 生涯学習で学んだことを生かすため、市民の自主的サークルやボランティア団体等の活動を支援し、地域の活性化を図るための人材育成に努めます。
- 地域コミュニティ活動推進のため、地域の文化的行事や自治会や育成会等を中心とした地域活動事業等の支援の充実に努めます。



子ども体験教室での田植え体験

(3) 生涯学習環境の充実・整備

- 生涯学習の拠点となる公民館や図書館については、多様なニーズを最大限に取り入れ、計画的な施設の維持管理により長寿命化を図ります。
- 新型コロナウイルス感染症対策を契機に、新しい視点や生活様式を積極的に取り入れるなど、充実した生涯学習環境を提供します。
- 公民館においては、市内公民館の適切な維持管理に努め、各種講座や教室の開設、社会教育団体・サークル活動等を行う拠点的な施設として生涯学習環境の整備や利便性の向上を図ります。
- 図書館においては、市民のニーズを把握し、地域性を持つ特色ある資料の収集、利用者の多種多様な要求に対する迅速な対応など、学習や仕事、暮らしに役に立つ施設として充実に努めます。
- 本市の公共施設だけでなく、県や他市町公共施設等を相互利活用できるよう、多様な団体連携協力を図ります。



感染症対策としてアクリルパーテーションを使用する公民館講座

◆推進指標

推進指標	基準値（2020）	目標値（2025）
年間の市立公民館の利用者数	69,002 人	71,000 人
年間の市立図書館の入館者数	87,202 人	110,000 人

基本施策8 郷土の歴史を尊重する文化振興

◆施策の方向

子どものみならず市民が広く歴史的資源、自然史的資源などの広義の文化財に接する機会や知る機会を提供するために、文化財の適切な保護、保全を行うとともに、学習の場として活用できる環境の整備を図ります。

また、地球活動により生み出されたふるさとの風景、その中で脈々と培われてきた人々の暮らし、それらに起因する伝統文化を「守っていききたい」「将来世代まで引き継いでいききたい」という気持ちの醸成に取り組み、市民の心にもふるさとの歴史を尊重する気持ちを育みます。

◆主な取組

(1) 文化財の調査と成果報告書の作成、公表

- 指定文化財については、更なる調査研究を進め、その成果をまとめ、報告書として公表します。未指定文化財についても、掘り起こしや調査等を進め、保護に努めます。

(2) 文化財の保護保全・継承・維持管理

- ユネスコ、国、県、市に指定された各文化財等を、よりよい形で保護または保全し、将来世代に引き継いでいくために、適切な支援を行います。また、そのために、関係団体や地域との連携を図ります。

(3) 文化財の活用・公開・情報発信

- 児童生徒及び一般の方の学習の場として、旧七合中学校の文化財収蔵展示室、旧向田小学校の展示室を整備していきます。
- 史跡や天然記念物などの文化財を広く周知するため、説明看板等の設置整備を推進します。
- 文化財台帳のデジタル化をより一層推進するとともに、埋蔵文化財の包蔵地を地理情報システム（GIS）に掲載し、広く一般に公開できる体制整備を行います。
- Instagram 文化振興アカウントを活用し、事業のPRはもちろんのこと四季の移り変わりや風景などの那須烏山の日常もPRし、郷土愛の醸成に努めます。

(4) ジオパーク※¹ 構想事業の推進と学習機会、学習フィールドの提供及び環境整備

- ジオパーク活動の見どころであるジオサイト※² を整備し、学習機会を提供するとともに、ガイドなどの解説により広く一般に公開していく体制づくりを行います。



文化財等の普及啓発 看板整備



遺跡見学会



収納展示室 (社会科見学)



校外学習でのガイド

◆推進指標

推進指標	基準値 (2020)	目標値 (2025)
依頼されて行った小中高等学校等での講座や体験学習機会の回数	22回	25回

(※1) ジオパーク (英名: Geopark) 地球活動の遺産 (自然史的遺産) と人の営み (歴史的遺産) とのつながりを主な見所とし、地形や地質などの遺産の保護とジオツーリズムなどによる遺産の活用の両立を図る仕組みを持つ大地の公園で、地域のすばらしさを伝えることを目的としています。

(※2) ジオサイト 自然や歴史、文化などの見所となる場所やエリアを指しています。

Ⅲ 命の教育

基本施策9 命の大切さを知る健康教育

◆施策の方向

自らの健康をコントロールし、改善できるようにすることが大切です。「健康をコントロール」するためには、知識と実践力が必要です。授業や健康教室などを通し、知識を学ぶとともに意識を高めます。そして、自らの生活を振り返り改善していくことを主体的に行う力を身に付けます。

改訂された学習指導要領でも、「生きる力」を育むことの重要性が再確認されました。その基盤となる健康教育を組織的に実施していくためにも、家庭や地域と連携して取り組みます。

◆主な取組

(1) 保健に関する指導の充実

- 教科体育の保健領域・分野において、健康に関する課題を解決する学習活動を積極的に行います。
- 学級活動等を中心に、日常生活で直面している課題に適切に対処できるよう自主的な実践力を育成します。
- 思春期教室や喫煙・飲酒・薬物乱用防止教室などの健康教室を積極的に行い、主体的に問題解決できるような意思決定や行動選択ができる能力や態度を育成します。



中学生の思春期教室

(2) 体力向上に向けた取組の充実

- 教科体育の中で、運動することの好きな児童生徒を育成します。「好きこそものの上手なれ」という言葉のとおり、体力の向上を目指す上での重要ポイントです。運動が好きになり、主体的に運動に取り組む児童生徒を育成します。

○ 中学校区ごとに「からだづくり」部会を設置し、めざす子ども像を共有しながら、小中一貫した指導に取り組みます。課題を共有し、発達の段階を考慮しながら、系統的に指導していくことで、一人一人の体力向上を目指します。



からだづくり部会

○ 大学等との連携により、専門的な見地からの指導を行います。教授等による指導助言や大学生との交流の機会を設け、競技力の向上のみならず運動への関心を高めます。

(3) 学校保健委員会等の推進

○ 家庭・地域社会との連携に努めます。今日的な健康課題等に対し、児童生徒が主体的に対処することができるよう効果的に実践します。



学校保健委員会

◆推進指標

推進指標	基準値（2019）	目標値（2025）
児童生徒の標準体重の割合 （那須烏山市養護教諭部会調査）	男子：86.2% 女子：88.5%	90%以上

基本施策 10 危機意識を高める安全教育

◆施策の方向

児童生徒が自他の生命尊重を基盤として、自ら安全に行動（自助）し、他の人や社会の安全に貢献（共助・公助）できる資質や能力の育成を目指します。生活安全（防犯）、交通安全、災害安全（防災）を自らの課題として危機意識を高くもち、様々な課題に対処できる力をつけます。

また、児童生徒の安全確保のために、人的・物的環境を整えます。安全・危機管理体制を確立させ、未然防止の観点を最優先にしながら取り組みます。

◆主な取組

（1）生活安全（防犯）の徹底

- 登下校の確実な確認を行います。小学校においては、「子ども見守りシステム」等を導入し、児童が登校したとき、下校をするときに保護者にメールにてお知らせします。
- 登下校時の防犯について、家庭及び地域とのネットワークづくりを進めます。
「地域の連携の場」を設置し、地域の方との意見交換を行ったり、防犯の観点による安全点検を実施します。



通学路の安全点検

（2）交通安全の充実

- スクールガードリーダー・子ども見守り隊を配置し、児童生徒を見守ります。各小学校単位に数名のスクールガードリーダーを、各通学路に子ども見守り隊を委嘱し、登下校時の見守りを強化します。



スクールガードリーダーの活動

- 体験的な学習を実施します。交通安全教室など、安全な歩行や自転車の乗り方等の知識を習得するとともに、模擬体験等で体感的な危機意識を高めます。



交通安全教室

(3) 災害安全（防災）の充実

- 様々な避難訓練を実施します。災害発生時を想定し、予想される危険に主体的に対処できる実践力を身に付けます。また、保護者・地域の方との連携による訓練も工夫しながら実施し、地域ぐるみで防災意識を高めます。



消火訓練

- 授業や学校行事において、災害体験者の実体験を聞いたり、被災地の映像や現地を見たりする活動を積極的に取り入れ、自らの命を守り抜くための主体的で具体的な行動がとれるようにします。

◆ 推進指標

推進指標	基準値（2019）	目標値（2025）
「交通安全に気を付けて、登下校していますか」の間に「とてもそう思う」と回答した児童生徒（小学5・6年、中学生）の割合（那須烏山市調査）	令和3年度より実施	90%以上

基本施策 11 感謝の気持ちを育む食に関する指導

◆施策の方向

生涯にわたって健やかな心身と豊かな人間性を育てていくための基礎を培うためには、食に関する正しい知識と望ましい食習慣を身に付けることが不可欠です。栄養摂取の偏りや朝食欠食といった食習慣の乱れ等に起因する肥満や生活習慣病、食物アレルギー等の健康課題が見られます。栄養のバランスの取れた安定した食事が心身の健全な発育を促します。

そして、「生きること」に欠かせないのが「食べること」であり、食物への畏敬の念や食事提供者への感謝の気持ちを十分に育むことも大切です。命の尊さとともに指導に努めます。

◆主な取組

(1) 授業・領域における指導

- 体育科・家庭科・学級活動において、望ましい生活習慣や食生活に関する指導を実施します。食に関する知識を得るとともに、正しい判断による望ましい行動がとれるようにします。
- 食物への畏敬の念、食事提供者への感謝の気持ちを醸成します。道徳も含め全教育活動において指導します。また、食物生産現場や調理場の見学などを積極的に行います。
- 栄養教諭、学校栄養職員による指導を積極的に取り入れます。児童生徒の実態に即した専門的な立場からの講話等を行います。

(2) 給食の時間の充実

- 学校給食センターによる安全で安定した給食を提供します。センターは、アレルギー対応のラインも整備されており、一人一人の食の安全を確保しています。
- 地域の産物を積極的に取り入れます。「地産地消」の観点や郷土教育の観点からも地元でとれた食材を積極的に使用します。

◆推進指標

推進指標	基準値 (2019)	目標値 (2025)
児童生徒の1か月平均残菜量	259 kg	240 kg

基本施策 12 健康や体力保持増進のための生涯スポーツ

◆施策の方向

高齢化が進む中、健康や体力を保持するためには体を動かすことが必要です。身近な環境で取り組めるスポーツの推進に努めます。

多くの市民がスポーツに親しめるよう、スポーツの普及に努めます。

スポーツ施設の環境を整備し、利用促進に努めます。

◆主な取組

(1) スポーツをする機会の提供

- 体育協会専門部やスポーツ少年団の活動を支援し、地元スポーツの活性化を行います。
- 体育協会専門部によるスポーツ教室やスポーツ推進委員による市民ハイキング・障がい者余暇活動支援等の事業を通してスポーツをする機会の提供を行います。
- マラソン大会・駅伝大会を開催し、参加型スポーツ事業を実施します。
- 「歩く」「体操する」など、身近な環境で取り組めるスポーツの推進を行います。

(2) スポーツ環境の整備

- 既存施設を適正に管理し、利用しやすい環境を維持します。
- 既存施設利用促進のPRを行い柔軟な利用ができる体制づくりを目指します。



市民ハイキング



那須烏山マラソン大会

◆推進指標

推進指標	基準値（2020）	目標値（2025）
体育協会専門部活動支援 スポーツ少年団活動支援	交付金による活動支援	継続を目指す
スポーツをする機会の提供 参加型スポーツ事業の実施 身近な環境で取り組めるスポーツの推進	スポーツ教室開催推進、ハイキング、マラソン大会、駅伝大会の実施	継続のほか、身近な環境で取り組めるスポーツ事業の新規展開やPRを目指す
スポーツ施設の維持管理	定期巡回点検の実施（週2回）	継続のほか、個別計画に基づく維持管理の実施を目指す
スポーツ施設の利用促進	今後集計予定	施設利用の増加を目指す



小学生交流
レクリエーション大会



那須烏山市駅伝大会

《トピックス》

第77回国民体育大会・第22回全国障害者スポーツ大会

「いちご一会とちぎ国体・とちぎ大会」開催

◇国民体育大会・全国障害者スポーツ大会全体会期

[国民体育大会] 令和4年10月1日(土)～11日(火)

[全国障害者スポーツ大会] 令和4年10月29日(土)～31日(月)

◇那須烏山市開催競技会の内容

[国民体育大会]

- 1 会 期：令和4年10月8日(土)～10日(月)
- 2 開催競技：アーチェリー
- 3 競技会場：那須烏山市緑地運動公園 多目的競技場
- 4 参加区分：



	監督	選手(人)	チーム	小計(人)	合計(人)
成年男子	52名	3	14	42	280
成年女子		3	14	42	
少年男子	1名～2名	3	24	72	
少年女子		3	24	72	

[全国障害者スポーツ大会]

- 1 会 期：令和4年10月30日(日)
- 2 開催競技：アーチェリー
- 3 競技会場：那須烏山市緑地運動公園 多目的競技場
- 4 参加区分：身体障がい、知的障がい、精神障がいなどの障がいがあり、13歳以上で、都道府県や指定都市から選考された選手が参加します。
※アーチェリーは「身体障がい」の選手が参加します。

[デモンストレーションスポーツ]

- 1 会 期：令和4年5月7日(土)
- 2 開催競技：ウォーキング
- 3 競技会場：那須烏山市内特設ウォーキングコース
- 4 参加区分：県内より公募(定員300人)



◇国体開催までの主要事業（予定）

期日	内容	会場
令和3年 4月～10月 ※令和4年度も同様に実施	国体花リレー	各小中学校等
令和3年 5月～10月	国体ポスターコンクール	市内在学、在勤者より公募
令和3年 7月10日・11日	第28回インターハイ記念大会 いちご一会とちぎ国体リハーサル大会	緑地運動公園
令和3年 11月	国体開催1年前イベント	未定
令和4年5月7日	国体デモンストレーションスポーツ (ウォーキング)	那須烏山市内特設 ウォーキングコース
令和4年7月	炬火イベント	未定
令和4年 10月8日～10日	第77回国民体育大会 アーチェリー競技会	緑地運動公園
令和4年 10月30日	第22回全国障害者スポーツ大会 アーチェリー競技会	緑地運動公園

いちご一会とちぎ国体

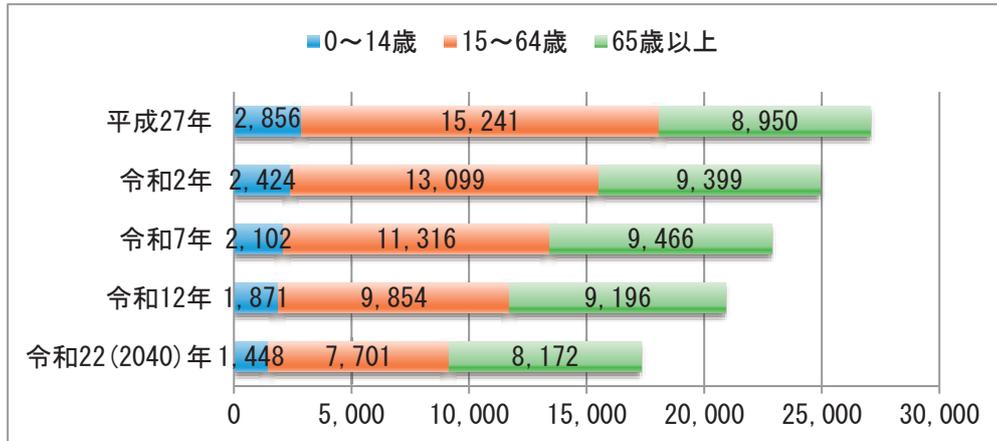
第77回 国民体育大会 夢を感動へ。感動を未来へ。2022

いちご一会とちぎ大会

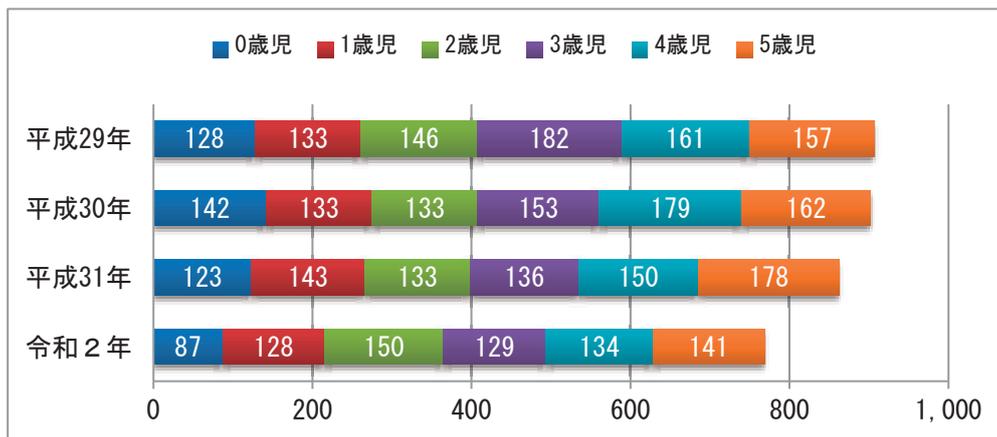
第22回 全国障害者スポーツ大会 夢を感動へ。感動を未来へ。2022

《関連資料》

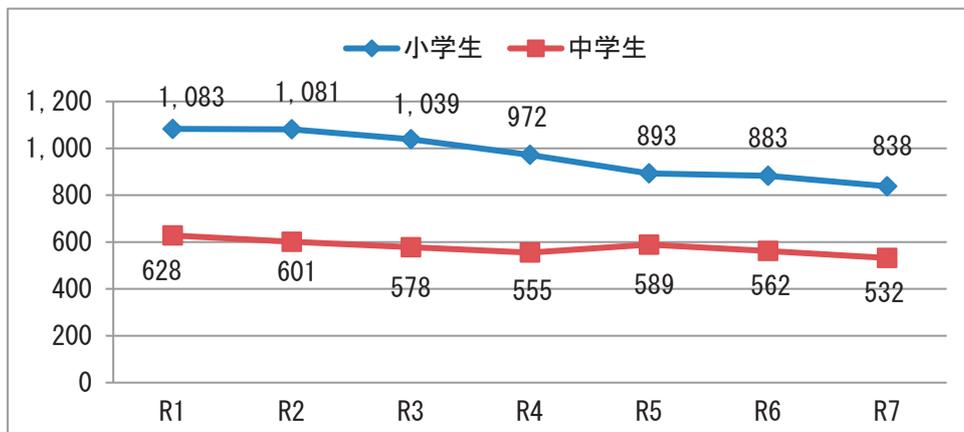
◇年齢別人口構成の推移（令和2年人口ビジョン）



◇幼児人口の推移



◇児童生徒数の推移（令和2年12月現在）



◇文教・生涯学習施設の概要

こども課	にこにこ保育園	認定こども園烏山みどり幼稚園
	すくすく保育園	認定こども園烏山聖マリア幼稚園
	つくし幼稚園	烏山保育園
	こども館	ゆうゆうランド那須烏山園
	子育て支援センター	キッズランドあさひ
	放課後児童クラブ (各小学校施設に設置)	こうのやま保育園
		みらいのKaze 保育園
		あいのわ保育園
	認可外保育施設（3箇所）	
学校教育課	江川小学校	南那須中学校
	荒川小学校	烏山中学校
	境小学校	適応指導教室「レインボーハウス」
	烏山小学校	教育相談センター「かけはし」
	七合小学校	
生涯学習課	南那須公民館	烏山武道館
	烏山公民館	烏山弓道場
	烏山南公民館	烏山体育館
	七合公民館	野上体育館
	境公民館	向田体育館
	南那須図書館	七合体育館
	烏山図書館	烏山野球場
	緑地運動公園	愛宕台運動場
	烏山運動公園	南那須運動場
	大桶運動公園	南那須 B&G 海洋センター
	那須烏山市武道館	スポーツ健康館
	南那須弓道場	いきいき交流館

◇各学校別児童生徒数の推移（R2.12月現在）

・小学校（基準：全学年 1 学級当たり 35 人）

	学年	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7
江川小	1年	33	19	18	17	17	19	16
	2年	16	33	19	18	17	17	19
	3年	35	16	33	19	18	17	17
	4年	30	36	16	33	19	18	17
	5年	22	33	36	16	33	19	18
	6年	33	22	33	36	16	33	19
	計	169	159	155	139	120	123	106
	学級数	8	8	8	8	8	8	8
荒川小	1年	39	48	36	34	33	38	32
	2年	40	38	48	36	34	33	38
	3年	54	41	38	48	36	34	33
	4年	44	54	41	38	48	36	34
	5年	45	46	54	41	38	48	36
	6年	50	46	46	54	41	38	48
	計	272	273	263	251	230	227	221
	学級数	15	15	14	13	12	12	11
境小	1年	11	10	6	10	9	11	9
	2年	15	11	10	6	10	9	11
	3年	18	14	11	10	6	10	9
	4年	14	18	14	11	10	6	10
	5年	17	14	18	14	11	10	6
	6年	8	17	14	18	14	11	10
	計	83	84	73	69	60	57	55
	学級数	7	8	7	6	6	6	6
烏山小	1年	67	68	55	53	51	59	50
	2年	64	69	68	55	53	51	59
	3年	69	64	69	68	55	53	51
	4年	75	71	64	69	68	55	53
	5年	65	74	71	64	69	68	55
	6年	73	67	74	71	64	69	68
	計	413	413	401	380	360	355	336
	学級数	16	16	16	16	16	16	16
七合小	1年	18	30	18	18	17	20	17
	2年	21	18	30	18	18	17	20
	3年	26	22	18	30	18	18	17
	4年	32	27	22	18	30	18	18
	5年	24	32	27	22	18	30	18
	6年	25	23	32	27	22	18	30
	計	146	152	147	133	123	121	120
	学級数	9	8	8	7	7	7	7

※学級数には特別支援クラス数が含まれる。

- ・中学校（基準：全学年 1 学級当たり 35 人）

	学年	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7
南那須中	1年	83	78	68	79	90	57	71
	2年	77	83	78	68	79	90	57
	3年	78	77	83	78	68	79	90
	計	238	238	229	225	237	226	218
	学級数	12	12	10	10	10	10	10
烏山中	1年	140	103	107	120	116	100	98
	2年	115	139	103	107	120	116	100
	3年	135	121	139	103	116	120	116
	計	390	363	349	330	352	336	314
	学級数	15	14	14	14	15	14	14

※学級数には特別支援クラス数が含まれる。

◇市全体の児童生徒数の推移

	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R7-R1
小学生	1,083	1,081	1,039	972	893	883	838	△245
中学生	628	601	578	555	589	562	532	△96
計	1,711	1,682	1,617	1,527	1,482	1,445	1,370	△341

◇年齢別乳幼児数

- ・年齢別乳幼児数

令和2年5月1日

年齢	乳幼児数	内訳									就園児数計
		幼稚園			保育所			認定こども園（私立）		その他	
		市立	私立	市外	市立	私立	市外	私立	市外		
0歳児	87				7	7	1	5	0	1	21
1歳児	128				24	22	1	17	0	11	75
2歳児	150				31	21	1	28	0	15	96
3歳児	129	11	0	0	35	23	2	50	2		123
4歳児	134	25	0	0	43	20	3	39	1		131
5歳児	141	23	0	0	40	18	2	54	2		139
計	769	59	0	0	180	111	10	193	5	27	585

⑨「その他」は、修学前教育・保育施設等（小規模保育施設他）に通園している乳幼児以外の人数

「乳幼児数」は、令和2年4月1日現在

「認定こども園（私立）」の就園児数は、幼稚園部分（1号認定子ども）を含む。

「就園児数」には、認可外施設就園者及び市外からの受入は含まない。

那須烏山市教育振興ビジョン（Ⅲ期計画）審議会要綱

（目的）

第1条 平成28年度から5年間を見据えて策定した「那須烏山市教育振興ビジョン（Ⅱ期計画）」が令和2年度をもって終了することを受け、新たに今後5年後を見据えた、那須烏山市の教育振興のための施策に関する計画「那須烏山市教育振興ビジョン（Ⅲ期計画）」（以下「ビジョン」という。）を策定するため、那須烏山市教育振興ビジョン（Ⅲ期計画）審議会（以下「審議会」という。）を設置し、審議会の組織及び運営について必要な事項を定めるものとする。

（所掌事務）

第2条 審議会は、教育長の諮問に応じてビジョンについて審議するものとする。

（組織）

第3条 審議会は、委員15名以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げるものとし、教育委員会が委嘱する。

- | | |
|-------------------|----|
| (1) 教育委員会教育長 | 1名 |
| (2) 教育委員会代表(除教育長) | 1名 |
| (3) 社会教育委員委員長 | 1名 |
| (4) 文化財保護審査会長 | 1名 |
| (5) 文化協会長 | 1名 |
| (6) 体育協会長 | 1名 |
| (7) 子ども・子育て会議代表 | 1名 |
| (8) 小中学校長会 | 1名 |
| (9) 小中学校教頭会 | 1名 |

3 委員は、ビジョンの審議が終了したときは、解任されるものとする。

（会長）

第4条 審議会に、会長を置き、委員の互選によりこれを決める。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名する委員がその職務を代理する。

（会議）

第5条 審議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会長は、必要があると認めるときは、関係者に対し資料の提出又は審議会への出席を求め、その意見を聴くことができる。

（庶務）

第6条 審議会の庶務は、教育委員会学校教育課において行う。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、審議会に運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この要綱は、令和2年11月1日から施行する。

那須烏山市教育振興ビジョン（Ⅲ期計画）審議会委員名簿

No.	団 体 名	役職名	氏 名
1	教育委員会	教 育 長	田 代 和 義
2	教育委員会	教育長職務代理者	網 野 甚 一
3	社会教育委員兼 公民館運営審議会	委 員 長	佐 竹 信 哉
4	文化財保護審査会	会 長	檜 山 秀 雄
5	文化協会	会 長	高 野 清 志
6	体育協会	会 長	木 下 悦 男
7	子ども・子育て会議	会 長	山久保 拓 男
8	小中学校長会	会 長	野上なつみ（七合小）
9	小中学校教頭会	副 会 長	藤田 繁（南那須中）

事務局

No.	担 当 名	役職名	氏 名
1	学校教育課	参事兼課長	神 野 久 志
2	生涯学習課	課 長	菊 池 義 夫
3	こども課	課 長	川 俣 謙 一
4	学校教育課指導支援G	主 幹	大 金 仁
5	学校教育課総務教育G	課長補佐	森 林 浩 之
6	”	主 任	丸 山 美由紀

那須烏山市教育大綱(教育振興ビジョンⅢ期計画) 策定委員会設置要綱(案)

(趣 旨)

第1条 この要綱は、平成28年度(2016)から5年間を見据えて策定した「那須烏山市教育大綱(教育振興ビジョンⅡ期計画)」が令和2年度(2020)をもって終了することを受け、新たに今後5年後を見据えた「那須烏山市教育大綱(教育振興ビジョンⅢ期計画)」の策定に向けた策定委員会の設置に必要な事項を定める。

(組 織)

第2条 策定委員会は、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 学校教育課長
- (2) 生涯学習課長
- (3) こども課長
- (4) 学校教育課 総務教育グループ総括
- (5) 〃 指導支援グループ総括
- (6) 〃 すこやか推進室長
- (7) 〃 学校給食グループ総括
- (8) 生涯学習課 生涯学習グループ総括
- (9) 〃 公民館グループ総括
- (10) 〃 文化財グループ総括
- (11) 〃 スポーツ振興グループ総括
- (12) 〃 国体推進グループ総括
- (11) こども課 保育グループ総括

(委員長及び副委員長)

第3条 策定委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は、委員の互選により選出する。
- 3 委員長は会務を総理し、これを代表する。
- 4 副委員長は委員長が指名するものをもって充てる。
- 5 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会 議)

第4条 策定委員会の会議は、委員長が招集し、議長となって議事を整理する。

- 2 策定委員会は、必要があると認めるときは、関係者に出席を求め、意見や説明を聞くことができる。

(事務局)

第5条 策定委員会に事務局を置く。事務局は、学校教育課総務教育グループをもってこれを充てる。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、策定委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この要綱は、令和2年11月1日から施行する。

那須烏山市教育大綱（教育振興ビジョンⅢ期計画）策定委員会委員名簿

No.	課名	職名	氏名	備考
1	学校教育課	参事兼課長	神野久志	
2	生涯学習課	課長	菊池義夫	
3	こども課	課長	川俣謙一	
4	学校教育課	指導支援グループ総括	大金仁	
5	〃	すこやか推進室長	鶴田祐介	
6	〃	学校給食グループ総括	大貫信行	
7	生涯学習課	生涯学習グループ総括	吉葉由喜子	
8	〃	公民館グループ総括	江守浩史	
9	〃	文化財グループ総括	小峯洋一	
10	〃	スポーツ振興グループ総括	石川昌幸	
11	〃	国体推進グループ総括	相ヶ瀬仁志	
12	こども課	保育グループ総括	小口正一	

○事務局

No.	課名	職名	氏名	備考
1	学校教育課	総務教育グループ総括	森林浩之	
2	〃	〃 主任	丸山美由紀	



那須烏山市教育振興計画 (那須烏山市教育振興ビジョン)

令和3(2021)年度～令和7(2025)年度

編集発行：那須烏山市教育委員会

〒321-0595 栃木県那須烏山市大金 240

那須烏山市教育委員会学校教育課

TEL：0287(88)6222 FAX：0287-88-2027

E-mail：gakkohkyohiku@city.nasukarasuyama.lg.jp